

【H28. 1改訂】

## 配偶者暴力等に関する保護命令の申立てについてQ&A

～ 保護命令の申立てを希望される方へ ～

鹿児島地方裁判所民事訟廷事務室

TEL 099 (808) 3761 (ダイヤル)

### Q1 保護命令とは何ですか。

A1 相手方からの申立人に対する**身体への暴力を防ぐため**、裁判所が相手方に対し、申立人に近寄らないよう命じる決定です。

なお、(3)の子への接近禁止命令、(4)の親族等への接近禁止命令、(5)の電話等禁止命令は、必要な場面に依じて被害者本人への接近禁止命令の実効性を確保する付随的な制度ですから、**単独で求めることはできず、申立人に対する接近禁止命令が同時に出る場合か、既に出ている場合のみ発令されます。**

#### (1) 接近禁止命令

6か月間、申立人の身辺につきまったり、申立人の住居（同居する住居は除く。）や勤務先等の付近をうろつくことを禁止する命令です。

#### (2) 退去命令

申立人と相手方が同居している場合で、申立人が同居する住居から引越しをする準備等のために、相手方に対して、2か月間家から出ていくことを命じ、かつ同期間その家の付近をうろつくことを禁止する命令です。

#### (3) 子への接近禁止命令

子を幼稚園から連れ去られるなど子に関して申立人が相手方に会わざるを得なくなる状態を防ぐため必要があると認められるときに、6か月間、申立人と同居している子の身辺につきまったり、住居や学校等その通常いる場所の付近をうろつくことを禁止する命令です。

なお、ここでいう「子」とは、被害者である申立人と同居中の成年に達しない子を指し、別居中又は成年に達した子は下記(4)の「親族等」に該当します。

#### (4) 親族等への接近禁止命令

相手方が申立人の実家など密接な関係にある親族等の住居に押し掛けて暴れるなどその親族等に関して申立人が相手方に会わざるを得なくなる状態を防ぐため必要があると認められるときに、6か月間、その親族等の身辺につきまったり、住居（その親族等が相手方と同居する住居は除く。）や勤務先等の付近をうろつくことを禁止する命令です。

#### (5) 電話等禁止命令

6か月間、相手方から申立人に対する面会の要求、深夜の電話やFAX送信、メール送信など一定の迷惑行為を禁止する命令です。

**Q 2 保護命令に違反するとどうなりますか。**

A 2 保護命令に違反した者には、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科せられます。

**Q 3 誰が申し立てることができますか。**

A 3 被害者本人が申立人となります。親族等や子らが代わりに申し立てたり代理することはできません。

**Q 4 どのような場合に申し立てることができますか。**

A 4 夫婦関係の継続中に身体に対する暴力（性的暴力・精神的暴力はこれに含まれません。）又は生命・身体に対する脅迫を受けた申立人が、今後、身体に対する暴力を振るわれて生命や身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに申し立てることができます。暴力等を受けた後に夫婦関係を解消した場合は、以前に受けた暴力等や夫婦関係を解消した後に引き続き受けた暴力等を基に申し立てることができますが、夫婦関係を解消した後に暴力等を受けるようになった場合は、保護命令を申し立てることはできません。

なお、夫婦関係には、事実婚も含まれます。

また、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手方からの暴力（当該関係にある相手方からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者についても、上記と同様に申し立てることができます。

**Q 4-2 「生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係」とは、具体的にどのような関係を指しますか。**

A 4-2 「生活の本拠を共にする」場合とは、被害者と加害者が生活の拠り所としている主たる住居を共にする場合を意味します。「生活の本拠」の所在については、住民票上の住所によって形式的・画一的に定まるものではなく、実質的に生活をしている場所と認められるところを指し、共同生活の実態により外形的・客観的に判断されることとなりますが、補充的に当事者の意思も考慮されることがあります。

生活の本拠を共にする交際に該当するためには、婚姻届出も婚姻意思も不要ですが、「婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないもの」は除かれていますので、①ルームシェアなどの専ら交友関係に基づく共同生活、②グループホーム、学生寮、社員寮などの福祉上、教育上、就業上等の理由による共同生活、③専ら血縁関係・親族関係に基づく共同生活などは除かれます。

**Q 5 どの裁判所に申立てをするのですか。**

A 5 次のいずれかの裁判所に申し立てることができます。

- (1) 申立人又は相手方の住居所を管轄する地方裁判所。
- (2) 相手方からの暴力等が行われた場所を管轄する地方裁判所。

**Q 6 申立てに当たり、事前に行っておくことはありますか。**

A 6 相手方からの暴力等について、鹿児島県女性相談センター（Tel 0 9 9 - 2 2 2 - 1 4 6 7）などの配偶者暴力相談支援センター又は警察署（生活安全課等）に相談に行っておく必要があります。（配偶者暴力相談支援センターに指定されていない他の機関では足りません。）

保護命令の申立書には、これらの相談機関へ赴いて相手からの暴力を受けたことなどについて相談した事実を記載しなければならず、事前に相談をしていないときは、公証人役場において公証人の面前で陳述書の記載が真実であることを宣誓した宣誓供述書を作成の上、これを保護命令の申立書に添付しなければなりません。子への接近禁止命令又は親族への接近禁止命令を求める場合、相談又は宣誓の段階でこれらの命令が必要と考えられる事情についても言及しておく必要があります。前記の機関に相談をしておらず、宣誓供述書の添付もないと、申立てをしても保護命令が発令されないこととなりますから、注意してください。

**Q 7 申立てにはどのような書類等が必要でしょうか。**

A 7 保護命令申立書を作成・提出することになります。作成にあたり、当庁3階民事訟廷事務室窓口にて備え置いてある申立書ひな形を利用すると便利です。申立書は2部（正本・副本）提出してください。また、申立時には次のような添付書類や証拠書類が必要です。添付書類は1部、証拠書類は2部（正本・副本）提出してください。なお、期日が指定されたときは、相手方に申立書、主張書面及び書証の写し、宣誓供述書の写し等を送付することになるので、申立人は、相手方に秘密にしている連絡先（避難先）の記載が送付書類にないかどうか、十分に確認した上で裁判所に書類を提出してください。

なお、当庁では原則として申立ての当日に裁判官の面接を受けていただきますから、申立人ご本人においでいただく必要があります。申立てから裁判官の面接が終了するまで概ね2時間から3時間程度は見込まれます。来庁予定を事前にご連絡ください。

- (1) 申立手数料の収入印紙 1 0 0 0 円（申立書に貼付します。）

郵便切手 1 5 9 4 円（内訳：5 0 0 円×2， 2 8 0 円×1， 8 2 円×2， 2 0 円×5，  
1 0 円×4， 2 円×5）

- (2) 当事者間の関係を証明する資料

ア 法律上又は事実上の夫婦であることを証明する資料（添付書類）

ex. 戸籍謄本，住民票 等（当事者双方のものが必要です。）

イ 申立人と相手方との関係が生活の本拠を共にする交際であることを証明する資料（証拠書類）

ex. 申立人及び相手方の住民票，生活の本拠における交際時の写真，メール又は手紙，住居所における建物の登記事項証明書又は賃貸借契約書の写し，電気料金・水道料金・電話料金の支払請求書の写し

- (3) 暴力・脅迫を受けたことを証明する資料（証拠書類）

ex. 診断書、受傷部位の写真、本人や第三者の陳述書 等

- (4) 相手方から今後身体的暴力を振るわれて生命、身体に重大な危害を受けるおそれの大きいことを証明する資料（証拠書類）

ex. 本人や第三者の陳述書 等

- (5) 子への接近禁止命令を求める場合

接近禁止の対象となる子が15歳以上のときは、その子の同意書（証拠書類）

※ 同意書の署名がお子さん本人のものであることが確認できるもの（学校のテストや手紙等）を同時に提出してください。（添付書類）

- (6) 親族等への接近禁止命令を求める場合

- ① 接近禁止の対象者の同意書（対象者が15歳未満の場合又は成年被後見人の場合は、その法定代理人の同意書。）（証拠書類）

※ 同意書は対象者（法定代理人）本人に署名押印してもらい、対象者の署名押印であることが確認できるもの（手紙、印鑑証明書、パスポートの署名欄等）を同時に提出してください。（添付書類）

- ② 対象者の戸籍謄本、住民票。その他申立人本人との関係を証明する資料（添付書類）

法定代理人による同意書には、これらに加えて資格証明書の提出が必要です。（添付書類）

- ③ 対象者への接近禁止命令が必要である事情を明らかにする対象者作成の陳述書など（証拠書類）

## Q8 申立ての住所は、どのように記載しますか。

A8 住所は生活の本拠になりますので、申立人の現在の住居所が相手方に判明することによって申立人が今後危害を受けるおそれがある場合には、申立人は、申立書においては、住民票上の住所や相手方と共に生活の本拠としていた住居を自らの住所として記載すれば足りません。

## Q9 申立後の手続の流れはどのようになりますか。

A9 申立人の面接の終了後、通常、約1週間後に、相手方の意見聴取のための審尋期日が設けられます。相手方の審尋期日には申立人が出席する必要はありません。裁判所は、相手方の言い分を確認し、証拠に照らして保護命令を発令するかどうかを決めます。早ければ、相手方の出頭した審尋期日に保護命令が言い渡されます。

## Q10 不明な点がある場合はどうしたらよいですか。

A10 鹿児島地方裁判所民事訟廷事務室（099-808-3761・ダイヤルイン）まで、問い合わせてください。